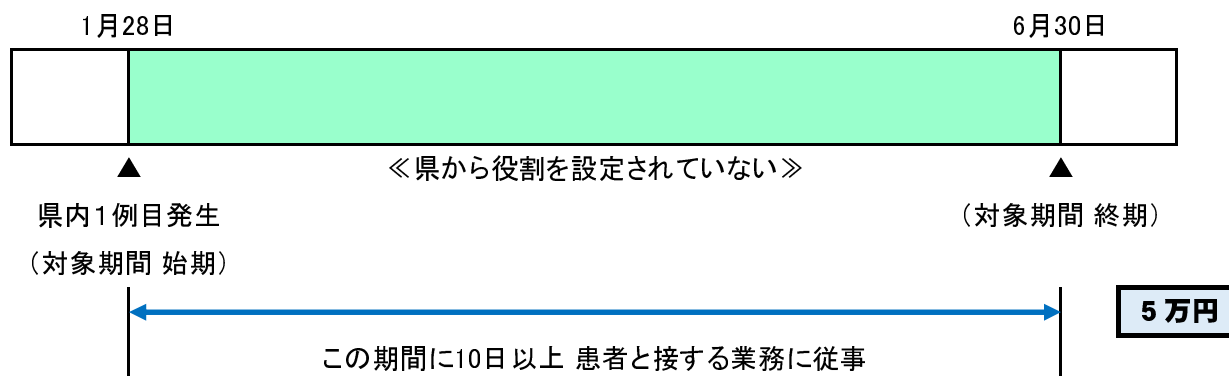


(参考) 申請基準額の考え方について

ご不明な点は、個別にお問合せください。

基準額 5万円



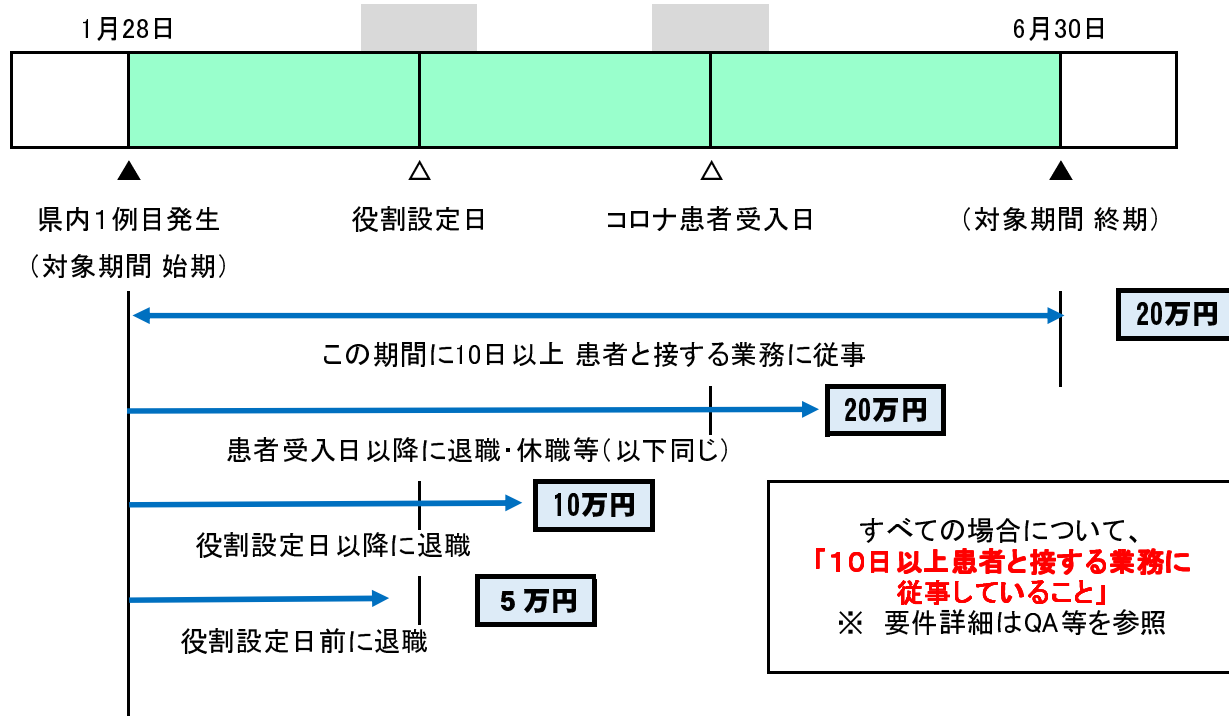
【上記のうち、応援等で県から役割を設定された医療機関等で1日以上従事した方】
応援先医療機関が役割設定後、コロナ患者受入までに従事 → 10万円
役割設定後、コロナ患者受入後に従事 → 20万円
★ 申請は応援先医療機関等からではなく、勤務先医療機関等から行ってください。

※ コロナ患者受入日とは

入院受入医療機関 … コロナ陽性患者の入院日

帰国者・接触者外来設置医療機関、地域外来・検査センター … コロナ患者(疑い含む)の受入日

基準額 10万円、20万円 (県から役割を設定された医療機関等)



★ 複数医療機関で勤務(兼務)されている方がいる場合の留意点 ★

- 申請は、医療分・介護分・障害分の慰労金を含め、**1人1回限り**となります。したがって、複数医療機関で勤務されている方がいらっしゃる場合は、**高い方の金額の要件に該当する一つの医療機関からのみ申請**するように留意してください。

(例) 帰国者・接触者外来を設置するA病院(20万円)、一般のB病院(5万円)に勤務し、それぞれの病院で「10日以上患者と接する業務に従事」の要件を満たす方
⇒ A病院からのみ申請してください。